

## 社会福祉法人平山保育会定款施行細則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人平山保育会(以下「本会」という。)定款第40条の規定に基づき、本会の運営及び業務執行についての必要な事項を定めることを目的とする。

### (評議員選任・解任委員会の運営)

第2条 評議員選任・解任委員会の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

### (評議員会の運営)

第3条 評議員会の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

### (理事会の運営)

第4条 理事会の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

### (理事長の専決事項等)

第5条 定款第24条第1項ただし書きに定める理事長の専決事項、定款第17条第2項に定める業務執行理事が執行する業務及び施設長が代決できる事項は、別表1のとおりとする。ただし、本会の運営に重大な影響を及ぼす恐れがあるもの、又は異例に属するものを除く。

### (監事の監査)

第6条 決算監査は、事業年度終了後2箇月以内に実施するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果については、次の理事会に報告しなければならない。

3 出納検査は、毎会計年度、3箇月に1度以上行うものとする。

### (役員等の辞任届)

第7条 役員等が任期満了前に辞任しようとするときは、理事長に辞任届を提出するものとする。

### (施設長の任期)

第8条 施設長の任期は、理事会において決議する。

### (事業計画及び予算執行の特例)

第9条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が決議されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業

及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会にその状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 本会の評議員・解任委員会の委員、評議員及び役員である者、又はあった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第11条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成20年5月17日施行の社会福祉法人平山保育会定款施行細則は、これを廃止する。

別表 1

理事長の専決事項	施設長の代決事項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設長の任免を除く職員の任免に関する事</li> <li>2 運用財産のうち、金額(評価額を含む。)50万円以上100万円未満のもの</li> <li>3 予備費の充当に関する事</li> <li>4 契約金額が50万円以上100万円未満の契約に関する事</li> <li>5 施設整備及び機能を利用する事業の委託に関する事</li> <li>6 寄付金品の受入に関する事</li> <li>7 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事</li> <li>8 施設長の休暇の承認に関する事</li> <li>9 別に定めるものを除き、施設長の職務に専念する義務の免除、服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事</li> <li>10 その他法人及び施設運営に重大な影響を及ぼさない法人の日常活動上必要な業務に関する事</li> <li>11 中区分の予算の流用に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所属職員の事務分担の決定及び変更に関する事</li> <li>2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事</li> <li>3 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事</li> <li>4 所属職員の休暇の承認に関する事</li> <li>5 別に定めるものを除き、所属職員の職務に専念する義務の免除及び所属職員の任免に関する諸願いの許可又は承認に関する事</li> <li>6 期限付臨時職員及び時間制職員の任免に関する事</li> <li>7 各種証明書の交付に関する事</li> <li>8 物品の管理に関する事</li> <li>9 所属職員(施設長も含む。)の扶養親族の認定ならびに住居手当通勤手当の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定及び改定に関する事</li> <li>10 予算の範囲内で、次に掲げる経費に係る購入契約等支出に関する事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員俸給、職員諸手当、賃金、法定福利費及び厚生経費の確認及び認定。</li> <li>(2) (1)以外の科目については、1件の予定金額が50万円未満のもの。</li> </ol> </li> <li>11 収入の確認、納入の通知及び債権の督促、そのた収入に関し必要な措置をとること。</li> <li>12 前各号に定めるもののほか、所掌事務のうち、定例又は軽易な事項に関する事</li> </ol>
<p>業務執行理事の執行業務</p>	
<p>理事長の上記専決事項のうち、7、8及び9に掲げる事項とする。</p>	